

令和4年度 決算審査特別委員会（令和3年度決算）の記録

決算審査特別委員会

出先機関審査第2班（浜通り方部）

- ・知事提出継続審査議案第23号：認 定
「決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第24号：認 定
「令和3年度福島県流域下水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第25号：認 定
「令和3年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第26号：可 決
「令和3年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・知事提出継続審査議案第27号：認 定
「令和3年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第28号：認 定
「令和3年度福島県立病院事業会計
決算の認定について」

（10月24日（月） 企業局いわき事業所）

渡辺康平委員

調査資料5ページ、(2)資本的収入及び支出、イ支出の工事費については繰越額が多いが、これは繰越しを前提とした複数年度にわたる工事で、毎年このように繰越しが出ているのか。

所長

繰越額が約5億円出ているが、これは複数年度にまたがる計画ではなく、昨今のコロナ禍の影響等によって工事の資材等の遅延による繰越しのほか、管路の工事等において管路の埋設位置が当初計画と違っていたことにより、設計の見直しなどに時間を要したため繰り越したものである。

渡辺康平委員

繰越しは工事の関係で遅れたとのことであるが、事業自体に影響はあったのか。

所長

全体的な工程計画を再度見直し、全体に影響がないように対応している。

今井久敏委員

恐らく特殊性のためだと思うが、調査資料6ページからの3主なる工事等一覧表を見ると随意契約が多い。理由は何か。

次長（業務担当）

随意契約は、要件として3つある。1つ目は250万円以下の場合、2つ目は特殊な技術、知識やノウハウを必要とする場合、3つ目は漏水事故など緊急に修繕の必要がある場合である。

今回記載している随意契約はほとんどが特殊な技術や専門的な部材を使用しており、オーバーホール等に係る工事については、その業者しかできないため随意契約をしている。

今井久敏委員

随意契約で同じ会社が変わらずに実施している場合の年数はどの程度か。

次長（業務担当）

正式な数字は手元の資料にないが、その機械の設置以降はそのメーカーでしかオーバーホールができないため、その業者が継続して実施している。

佐久間俊男副委員長

オーバーホールは何年周期で実施しているのか。

次長（業務担当）

資材によって違うが、1、2年で実施するものから、5～10年に1度のサイクルで行っているものもある。

山口信雄委員

工業用水道の単価がそれぞれ違うことについてである。譲渡された好間工業用水道は1 m³当たり50.0円と一番高く、磐城工業用水道は13.2円、勿来工業用水道は4.8円と非常に安い。また小名浜工業用水道は海水をそのまま使用し2.9円となっている。それぞれの設備や配管など条件が異なっていると思うが、単価の設定についての考え方を聞く。

所長

料金設定については基本的に本局で行っており、詳細については事業所では把握していないが、概要について説明する。

まず、各工業用水道の料金設定については、総括原価方式で、各工業用水単位で料金を設定している。磐城工業用水道は、本施設で浄化した水を基本的に自然流下で工場に運んでいるためポンプ等の費用があまりかからず13.2円となっているが、特に好間工業用水道は、夏井川から取水して高台にある好間工業団地に送水するためにポンプ等の費用が結構かかるため、50円程度となっている。勿来工業用水道についても、高台に送るためにポンプが必要となるため、動力費がかかることから若干高めの設定となっている。小名浜工業用水道はポンプを使っているものの、高低差がなくそれほど大きな動力がかかっていない。さらに海水をそのまま臨海工業団地に送っているため、かなり安い金額となっている。

浄水と原水の違いについては、企業がどのような目的で水を使用するのかによって変わってくる。あまりきれいな水でなくても冷却等に使用するため海水のままでよい場合は、そのまま送水して安く使ってもらっている。

企業側でも、工業用水道から引いた水をそのまま使っているところもあるが、さらに浄化して自分の工場に必要な水質に変えて使用する場合もあり、施設設備への投資費用との兼ね合いもあると考えている。

山口信雄委員

企業から単価について高い、安いなどの話はあるのか。

所長

単価設定については、5年ごとに改定を行っている。その改定を行うためには、まず30年の中長期的な計画を見通す中で、5年間でどのような施設の更新があるかを考え、施設の更新による突然の料金高騰がないように平準化を図りながら料金を設定している。

料金設定の際には各企業に対して説明会を開き、今後5年間の計画や方針、料金等を説明し了解を得た上でやっている。基本的には理解を得ていると考えている。

山口信雄委員

稼働率が現在7～8割程度であるが、適正な稼働率はどの程度か。

所長

工業用水の稼働率については、全国平均で約78%となっている。70%を超せばある程度採算性が見込めるとの見解があり、いわき市内の工業用水道については75%程度で、おおむね採算が取れる稼働率となっている。

山口信雄委員

本局での質疑もあったが、大口の契約を締結したことにより好間工業用水道の稼働率がほぼ100%に近い状況となった。これはもともと想定していたのか。そこまでは考えていなかったのか。

所長

当時の工業団地造成と工業用水道に対する計画は承知していないが、好間工業団地は、ほぼ全て分譲されている状況で工場が張りついており、取水できる水量は権利の関係で1万tと決まっているため、それ以上は河川から取水できない状況である。今後、新たな工場の再編等により使用量に変化があれば様々対応できると思うが、現状においては目一杯ではないかと思っている。

山口信雄委員

通常は8割程度までとの考え方であるが、結果的に想定よりも使用する量が多くなったということか。

所長

通常は7～8割がある程度運営するに当たって融通がききやすいが、今回は最後の大口ユーザーがかなりの水量を使用することになり満水に近い形になってしまった。

今の残りは120m³程度しかないが、その辺りはいわき市が運用する中で各企業と調整していくものと考えている。

(10月24日(月) 浜児童相談所)

渡邊哲也委員

9月定例会の総括審査会でも質問したが、児童相談所において児童福祉司が不足し、千葉県では職員に資格取得のための費用を補助するなど苦勞していると聞いている。こども未来局長の答弁では、国が示した基準に向けて順調に増員しているとのことだが、若手職員を多く採用し、将来的に資格を取らせるみなし児童福祉司として起用していると聞いている。昨年度の決算審査特別委員会で会津児童相談所を審査した際に、若手職員が多く経験不足について問題意識を問う話も出たが、浜児童相談所ではどのような状況なのか。もし若手職員が多いのであれば、どのように人材育成を図ったのか。

所長

当所の児童福祉司について人員的には満たしているが、指摘のとおり若手職員が非常に多く、その状況は他児童相談所や他都道府県も同様かと思っている。浜児童相談所は、経験年数4年以下の職員が約7割である。人材育成については県全体の課題になっているが、県内で開催する研修に積極的に参加をさせるようにしている。また所内の職員会議などで、私の経験が長いこともあり例えば法律の説明をしたり、研修を受けてきた職員が伝達研修の形で講習を行うなど、なるべく新しい情報や技術などを共有するよう努めている。その意味では、今年も新規採用職員が2名おり経験や知識の不足はあると思うが、それぞれ非常に熱意が高い職員であるため、非常に熱心に各種相談に対応している。

渡邊哲也委員

若手ならではの情熱があることは大変よいことである。また所長の説明が総括審査会の質問以上に分かりやすく勉強になった。これからもよろしく願う。

概況説明要旨に、虐待相談件数が過去最高とあるが、浜児童相談所特有の傾向等があれば聞く。

所長

当所の虐待相談件数がかなり増えたが、傾向については全国あるいは県内とほぼ同じである。面前DVと呼ばれる子供の目の前で夫婦間暴力により、110番通報する事案がかなり多いと思っている。近隣の誰かが夫婦げんかしているようだ通報するより、むしろ夫婦間で口論になってしまい収拾がつかず止めに入ってもらえないかと自ら通報する事案が非

常に多い。面前DVとまではいかないが、口論レベルであっても通報する者が非常に多い。警察では、仮に口論であったとしても子供の前でけんかをしては駄目だとのことで児童相談所に虐待として通告することをその場で説明している。そのようにして当所に文書で通告される件数が全体の7割である。519件の通告を受け付けたが、心理的虐待が366件あり、そのうちの8割は面前DVという状況である。いわゆる夫が妻を殴りつけて大けがを負わせるというよりは、けんか口論レベルの内容が多いと現場では感じている。

今井久敏委員

同じく概況説明要旨にあった里親の関係についてである。令和3年度末で登録里親世帯が58世帯とのことだが、計画どおり進んだのか。

所長

登録数について目標値は特に定めていないが、委託率の目標は設定しており、昨年度当初では3割を超えているため、ほぼ予定どおりではないかと考えている。

今井久敏委員

里親への委託児童数はファミリーホームも含めて26名とあるが、ファミリーホームには何名が入所できるのか。

所長

ファミリーホームは、6名までとなっている。

今井久敏委員

私の周辺にも親族里親があり、里親制度は大変身近に感じている。里親にもいくつか種類があると思うが、その内訳を聞く。

所長

手元に資料がないため、後ほど答弁する。

佐久間俊男副委員長

職員数調において定数内と定数外があるが、定数外の考え方及び令和3年度の執行体制における成果や課題について聞く。

所長

基本的には正規職員で対応できる状況ではある。しかし、一時保護所の夜勤においては正規職員1名で対応することになるため、補助として児童指導補助員5名を採用し、交代しながら勤務している。正規職員でなかなか手が届かないことに関しては会計年度任用職員を配置している。

なお、児童虐待対応相談員は警察官OBを配置している。今年度は中央児童相談所と県中児童相談所に警察官を配置しているが、浜児童相談所と会津児童相談所は警察官OBを配置することになっている。県警本部からの推薦により配置しており、大変成果が上がっている。

佐久間俊男副委員長

先ほど所長からも説明があったとおり、相談件数、虐待件数が過去最大になっている。年々、仕事量と定数外職員数が増えているのではと思うが、どうか。

所長

当所においては、大きく増えてはいない。夜間の児童補助員の数が多少前後する関係で人数の増減に影響するとは思いますが、他職種については近年増えていない。

佐久間俊男副委員長

令和3年度における働き方改革を含めた状況について、どのような管理をしているのか。

所長

今の児童相談所は夜型になっており、超過勤務の時間は当所以外も大変多くなっている状況である。かつて私が現役だ

った頃は、保護者は仕事を休んで児童相談所に相談に来ていたが、今は、「仕事を休むということは、俺を首にする気か。」や、「経済的な保障をしてくれるのか。」と言う保護者もいる。仕事が終わってからの相談となると、18時から面接であったり19時から家庭訪問であったり、場合によっては20時などを希望する場合が最近非常に増えている。その時間は超過勤務時間に当たるが、児童相談所各所ともこのような状況にある。夏期休暇は必ず全て消化するよう積極的に呼びかけ、今年度も100%消化してもらった。一方で、なるべく年休消化を呼びかけているが、相手あつての仕事であるため、なかなか思うようには職員に年休を取得させられないのが正直なところである。また、土日も呼ばれば出勤しなければならず、職員数が増えても夜間、休日の相談は減らないため、職員の負担はなかなか減らないのが現状である。

今井久敏委員

今の説明にもあるとおり、大変ハードな職場であることは認識しているが、健康管理についてはメンタルも含めてどのように管理しているのか。

所長

先ほど述べたとおり、若いことが当所の強みの一つであり、仲がよいため困っていれば管理職が声をかけたり、当日都合が悪くなれば代理で対応しており、幸い当所でメンタル不調を訴えている職員はいない。超過勤務時間が多い職員に対しては、主幹や課長が1人の職員に偏らないように調整するよう声をかけている。それでも怒鳴られるなど対応の難しいケースに当たった場合は、泣き出してしまう若い女性職員もいるが、周りがしっかりフォローし、気になれば所長室で話を聞く機会も設けている。

所長

先ほどの里親件数の内訳についてである。令和3年度は58世帯と説明したが、養子にせず預かるだけの養育里親が55世帯、虐待や障がいを持ってなかなか子育てが難しい子供などを専門的に預かる専門里親が1世帯、3親等以内の親族の子供を養育する親族里親が2世帯、その他子供を養子として迎えたい養子縁組里親が36世帯となっている。

椎根健雄委員

専門里親について、詳しく聞く。

所長

専門里親については、里親としての豊富な経験と知識を持つ者になるもので、経験年数が3年以上の里親が自分から申し出て国が定めた研修を受講する必要がある。

(10月24日(月) いわき中央警察署)

渡辺康平委員

いわき中央警察署管内における暴力団の団体数、団員数など現在の実態を聞く。また、半グレと呼ばれる準暴力団の実態解明についての状況を聞く。

刑事官

管内の暴力団の状況については、本年1月現在で組事務所3か所、構成員66人を把握している。66人の所属は、住吉会の丸唐会系統の5団体と松葉会菅野一家という団体である。半グレの団体については、現在のところ入ってきている情報はない。

署長

補足するが、令和3年における暴力団の検挙状況は、恐喝未遂1件、傷害と覚醒剤取締法違反が各2件、建造物侵入が1件、その他3件となっている。駅前の飲食店関係で暴力団の関連が多いのではないかとよく取り沙汰されているが、当署管内ではここ数年、暴力団としての目立った活動はあまり見られず、いわき東警察署管内のほうが目立っている印象を受けている。

渡辺康平委員

調査資料1ページ、職員数調において病気休暇取得者が6名となっているが、当該職員に対するメンタルヘルス等の対応状況を聞く。

署長

病気休暇取得者に対しては会計課や警務課から連絡を取ることとなるが、病状によっては職場からの連絡を極端に嫌うケースもあり、そのような場合には家族を通じて連絡を取ったり、休んですぐは連絡を取らず、病状が落ち着くまでは休んでもらうなどの対応が実際には多くなっている。内訳としては精神疾患的なものが最も多くなっており、本人に対してもかなりセンシティブな部分であるため、状況を踏まえて家族に対してアプローチするなど対応をしていきたい。

山口信雄委員

職員数調において、警察官・巡査部長の現員が前年度と比べて7人減となっているが、原因を聞く。

署長

巡査部長は県警全体において相対的に若干少なくなっており、大規模署ほど定数どおりに職員が配置できないという人事的な問題がある。若手がどんどん育成されて配置されるが、中規模署や小規模署に若手をあまり集めると警察力が落ちてしまうため、大規模署においては巡査部長の枠に若手を配置しており、定数的には人数は合うが体力が若干弱くなる部分が見られる。令和3年度の7人減については、年度途中の昇任や異動により定数に近づく形で少なくなったものと思われる。大規模署としてはある程度のまなければならないところでもある。今年度も異動により巡査部長が2人少なくなりましたが、異動後間もない4月は帳尻が合わないものの、1年かけて徐々に元に戻していくこととなるため、警察力に影響が生じないよう若手の育成も進めて対応していきたい。

山口信雄委員

概況説明要旨において、若手地域警察官の早期育成を図るべく実戦的総合訓練を実施したとの話があったが、詳細を聞く。

地域交通官

当署においては、若手警察官の早期育成を図るため、様々な想定に基づいたロールプレイング訓練などを実施している。どのような訓練を希望するかアンケートを取った上で、交通事故現場での対応、万引き現場における対応や書類作成、職務質問による検挙関係、交通取締り関係など、現場の状況に合わせた実戦的な訓練を実施している。

渡邊哲也委員

調査資料13ページ、留置管理費について、刑法犯が年々減っている中で被留置者の給食及び医療費は減少傾向にあるのか増加傾向にあるのか。高齢者が増えているため、被留置者数が減っても費用は増加傾向にあるという気もするが、傾向を聞く。

署長

まず、警察の身柄拘束は48時間以内となっている。確かに高齢化は進んでいるが、給食費等が急激に変化しているという傾向はこの数年ない。事案の中身によっては、逮捕しても1日で釈放するケースもあるため、被留置者の実数は大きな変動はないと認識している。なお、被留置者数は令和2年が202人、3年が192人である。

今井久敏委員

なりすまし詐欺について、件数は前年よりも3件増加したものの被害額は2,384万円減少したとの説明があったが、これは令和3年度において何か事業を行ったことによるものなのか。

署長

特に事業を行ったものではなく、窓口やATMなどで気がつく者が多くなったということだと思う。どうもおかしいと一般人から店員に声かけがあり、店員を通じて警察に連絡があって被害を防げたというケースが今年も数件ある。何か特別な対策を行ったというよりは、広報の効果により一般人が注意するようになり、目の前で高齢者が電話をしながらAT

Mを操作しておかしいと通報するケースなどが増えてきているのではないかと推測している。

今井久敏委員

調査資料1ページ、職員数調において育児休業5人とあるが、男女の内訳を聞く。

署長

全て女性である。

今井久敏委員

休業の期間はどの程度か。

署長

1年で復帰する者よりも2～3年で復帰する者が多い状況である。なお、男性職員に対しても育休の積極的な取得について声かけしているが、令和3年度においては実績がなかった。

椎根健雄委員

概況説明要旨にあったストーカーやDV事案について聞く。いわき中央警察署の前に浜児童相談所を調査してきたが、面前DVが増えている中、警察とも連携しながら対応しているとの話があった。ストーカーやDV事案の特徴と児童相談所との連携状況を聞く。

生活安全課長

当署管内において認知しているストーカーやDV事案の特徴としては、夫妻、内縁関係、同棲している者などが関係者となっている事案が多いと認識している。

また、児童相談所とは緊密な連携を図りながら施策を行っているところであり、今年も9月末現在で111人の児童を児童相談所に通告し、そのうち10人は身柄つきで送っている。その際には事前に連絡をするなど、警察と児童相談所が24時間連携して対応できる体制がつけられていると認識している。

椎根健雄委員

今後とも児童相談所と連携しながら対応願う。

佐久間俊男副委員長

県議会においては令和2～3年度、信号機のない横断歩道における自動車の一時停止について議論があった。いわき中央警察署管内における取組状況と成果を聞く。

署長

歩行者保護対策としての取締りについては、横断歩行者妨害を中心に管内の取締りを強化しているが、私の前任地である郡山市と比較すると、いわき市民は横断歩道での停止率が非常に高いと認識している。横断歩道に歩行者がいると狙ったように停まる。ただし、いわき市民は速度が速く、速度違反は非常に多い。ただ、私も朝夕の通勤時に横断歩道で歩行者妨害を受けたことはなく、いわき市民は常にその辺りに目を光らせているのかと思うほど歩行者妨害は非常に少ない。駅前を中心部での歩行者妨害は比較的多いが、学校周辺では児童生徒を保護するような運転をする地域と想像している。ただ、昨年も含め横断中の死亡事故が当署管内でも発生しており、酒が入っているケースが目立つため、夜間の横断者等の対策については、歩行者への注意喚起も含め、引き続き取締りをしていきたい。また、学校周辺においても、児童生徒が安心して歩ける交通環境の実現に向けて取り組んでいきたい。

佐久間俊男副委員長

最近では、芸能人が横断歩道のないところを横切って車にはねられたという事故もあった。超高齢社会の中、交通量が多く交通渋滞が激しいいわき中央警察署管内においても大変かと思うが、今後とも交通事故防止対策を日夜徹底願う。

(10月25日(火) いわき地方振興局)

渡辺康平委員

調査資料6ページにある予算現額が極端に少なく、4ページの欄外に「予算現額調の（）書きは、県全体の県税収入最終予算額（3月末専決補正後）のうち、当該振興局分の金額である。」との記載があるが、この調書の書き方について聞く。

県税部長

県税収入の予算現額については、基本的に財務規則等に基づき本庁の税務システムで一括決算処理をすることになっているため、本庁で一括計上しており地方振興局に対しては歳入予算の通知はなく、空欄になっている。以前の決算審査特別委員会において、予算現額が空欄なのはどうかとの指摘があり、その後の調整により現在の書き方となった。3月の専決補正後の予算額の算出根拠である当振興局の収入見込額を括弧書きで記載しており、それを下回ることのないよう進行管理をしている。

渡辺康平委員

概況説明要旨2ページに、「初めて試みたオンライン方式による当振興局主催の会計実務研修会を通して、会計事務職員の資質の向上に努めました」とある。調査資料45ページに、動画視聴研修30公所81名視聴との記載があるが、初めて取り組んだ動画研修によって、職員のレベルはどの程度上がったのか。

出納室長

会計実務研修会はこれまで集合で実施していたが、コロナ禍の影響により集合できないことから、昨年度新たにユーチューブによる動画配信を始めた。配付資料の内容を細かく説明し分かりやすいものになっている。

新任職員だけではなく、通常はなかなか参加できない管理職も視聴できるように配信した。

渡辺康平委員

パソコン上で研修を受けたとのことだが、職員によって理解度や習熟度に違いがあると思う。視聴しただけで分からないところを放置している職員もいれば、深く掘り下げている職員もいるかもしれない。そのレベルの差について、アフターサポートはあるか。

出納室長

レベルの差については、公所から持ち込まれる調書を確認し指導したり、調書作成時に分からなければ出納室の各担当に問い合わせがあるため、その機会を通して指導し、向上を図っている。

遊佐久男委員

調査資料45ページ、入札についてである。

指名競争入札202件のうち、入札不調が約1割の19件とのことであるが、理由を聞く。

出納室長

条件付一般競争入札及び指名競争入札全体で459件のうち、不調が19件あった。不調率は7.8%、県全体では9.1%である。

内訳だが、入札の応札者なしが10件、落札候補者となったものの低価格のために失格となった入札が5件、さらに入札参加者全員が失格または予定価格を超過した入札が2件、その他入札辞退が1件、それ以外が1件である。応札者なしが全体の半分以上を占めている。

遊佐久男委員

応札者がいない現状について、どのように考えているか。

出納室長

入札不調となった工事案件については、発注者である農林事務所や建設事務所において、業者等への聞き取り調査等を行っている。

応札しなかった主な理由としては、当該工事に配置できる技術者がいない、手持ちの工事量が多く施工できないとの理由が多かったと確認している。

遊佐久男委員

概況説明要旨2ページに、「子どもに的を絞った感染予防啓発動画を職員の手づくりにより制作、発信」したとあるが、効果について聞く。

局長兼復興支援・地域連携室長

動画は県においても制作しているが、地元で身近なキャラクターであるフラおじさんを使って制作した。対象は幼稚園から小学校低学年とした。

制作は当地方振興局で行ったが、発信はいわき市の協力により市内の各幼稚園、保育所で積極的に流してもらうよう働きかけた。いわき市と連携し、この当時はなかなか新型コロナウイルス感染症が収まらなかったが、かなり分かりやすい内容にしているため子供を中心に浸透したと思っている。

遊佐久男委員

子供を主体にして制作したことが効果につながったのではないかと思う。この子供に向けた動画を県全体に広めてもらえればと思ったため質問した。

渡邊哲也委員

調査資料22ページ、定住・二地域居住の推進について、本事業による成果はどの程度あったのか。

次長兼復興支援・地域連携室副室長兼企画商工部長

移住、定住に関する取組は、当地方振興局、いわき市及びいわき商工会議所の3者で共同運営しているI W A K Iふるさと誘致センターを通じて行っている。同センターの令和3年度における相談実績は、延べ110世帯程度であり、そのうち33世帯66名が移住した。

渡邊哲也委員

県でも移住者が定着できるようお試し移住と呼ばれる取組も実施しているが、33世帯について移住後どのようなケアをしているのか。

次長兼復興支援・地域連携室副室長兼企画商工部長

33世帯66名の内訳等について分析すると、首都圏出身者が約7割で、移住理由の約8割近くが転職となっている。

同センターのほか、当地方振興局には移住コーディネーターが配置されており、きめ細かな相談対応をしているが、相談内容としては住まいに関するものや、子育て環境に関するものがある。また、移住後については、男女問わず結婚の相談や不慣れな車の運転に関する相談等があると聞いている。

渡邊哲也委員

本県における二地域居住は、気候が一番温暖ないわき地域が大きな役割を担うことになると思う。これからも尽力を要望する。

山口信雄委員

調査資料47ページの前年度における決算審査特別委員会の意見に対する処理状況調に、「令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して県税の徴収を猶予してきたが、3年度においては猶予した収入未済の大部分が解消され、収入未済は6億5,000万円となり、前年度から2億5,500万円の縮減となった」との記載がある。これは例年ベースにほぼ戻ったとのことか。

県税部長

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で特例として徴収を猶予した部分があった。3年度においては、基本的に徴収猶予期間は1年であったため、その期間内には納めてもらっており、徴収猶予分についてはほぼなくなっている。

一方、県税の調定額で見ると、2年度と比べて増加している税目もあり、税込全体を見た限りはコロナによる管内の影響はそれほどないと考えている。しかし、個々の納税者を見ると、コロナ禍の影響による売上げ減少、収入減少で納めら

れないという納税者がいるため、そのような納税者に対しては、引き続き丁寧な対応をしていきたい。

山口信雄委員

説明の中に、高額滞納者が所有する不動産の公売により回収が進んだとの記載もあるが、今まで以上に踏み込んだ徴収努力をしているということか。

県税部長

新型コロナウイルスが感染拡大している際は、感染拡大防止の観点からも出向いての差押え処分は控えていた。現在は落ちついてきたため、通常ペースで滞納整理を実施している。財産調査をして特別納められない、困窮している等の事情がない財産のある者には、早期の差押えをすることで、少しでも徴収確保につながるよう取り組んでいる。

(10月25日(火) いわき農林事務所)

渡辺康平委員

就農支援資金等貸付金と林業・木材産業改善資金貸付金の概要を聞く。

農業振興普及部長

就農支援資金等貸付金については、就農に当たって経営開始の資金、具体的には、技術向上のための研修費用や営農に当たって必要となる資金等の貸付けを行っている。

森林林業部長

林業・木材産業改善資金貸付金については、林業の経営の合理化、改善を目的とし、無利子で融資を受けられる制度であり、林業機械の導入等に充てられている。

渡辺康平委員

それぞれの特別会計において令和3年度の歳出がないということは、新たな貸付けはなく回収している状況にあるということだと思うが、現在何名に貸し付け、回収しているのか。

農業振興普及部長

就農支援資金等貸付金については、家畜の導入に当たっての資金を現在2名に貸し付け、回収を行っている。

森林林業部長

林業・木材産業改善資金貸付金について、現在貸し付けているのは1件である。

渡辺康平委員

いずれの特別会計についても、今後は新たな貸付けは行わず、歳出はないものと理解してよいか。

農業振興普及部長

就農支援資金等貸付金については、今後の貸付けはない。

森林林業部長

林業・木材産業改善資金貸付金については、まだ原資があるため、今後も続いていく。

渡邊哲也委員

概況説明要旨にあった田んぼダムについて、いわき農林事務所管内において令和3年度現在でどの程度整備されているのか聞く。

農村整備部長

管内においては昨年度から田んぼダムの整備を実施し、圃場整備を契機に田んぼダムの整備を進めているところである。令和3年度は、勿来地域の山田地区において5.7haの整備を進めている。また、現在圃場整備を進めている神谷地区においても、地元の理解が得られれば田んぼダムの整備を進めていきたいと考えている。

渡邊哲也委員

既に圃場整備を行った地区においては、落水口の設置は難しいのか。

農村整備部長

落水箱がある箇所については堰板の改良により取り組むことが可能である。

今井久敏委員

調査資料33ページ、防災重点農業用ため池評価事業について、対象となるため池の数と、そのうち緊急性の高いため池の数を聞く。

農村整備部長

管内においては163か所の防災重点農業用ため池があり、劣化状況評価や地震耐性調査を進めている。そのうち67か所については令和3年度までに地震耐性調査を実施済みであり、その結果を踏まえていわき市と調整しながら、10年間で10か所のため池を整備する予定である。7年度までには5か所のため池で工事に着手する予定であり、残り5か所については12年度までに着手する予定で進めている。

椎根健雄委員

調査資料19ページ、過疎・中山間地域振興事業における農業体験ツアーについて、この事業はもともと実際に体験してもらおう予定だったが、新型コロナウイルスの影響によりオンラインとなったものなのか。

企画部長

当初は実際に体験してもらおう計画だったが、募集開始の8月頃に新型コロナウイルスの感染状況が悪化したため、オンラインに変更したものである。

椎根健雄委員

対象は県内の大学生等とのことだが、どの大学の学生が多かったのか。

企画部長

参加者が多かった順に、東日本国際大学、福島工業高等専門学校、福島大学、福島県立医科大学、医療創生大学の5校から参加があった。

今井久敏委員

参加した学生からはどのような声があり、今年度はどのように事業を進めるのか。

企画部長

事前に撮影した番組を流しながらオンラインで対話する形で実施したが、その後のアンケート結果では、オンラインでここまでできたことへの高評価もあった一方、やはり生で触れ合いたかったとの声もあった。今年度も10月にリアルツアーを実施したところであり、今後も感染症対策を徹底しながらリアルの形で実施していきたい。

遊佐久男委員

令和3年度の入札件数と入札不調件数を聞く。

次長兼総務部長

入札件数は24件、入札不調件数は9件である。

遊佐久男委員

入札不調により翌年度の契約となった事例はあるか。

次長兼総務部長

ない。

遊佐久男委員

入札不調による問題は生じなかったと理解してよいか。

所長

できるだけ入札不調が生じないように、翌年度の発注予定を前年度末にホームページで公表し、各事業者が予定を立てや

すくなるよう対策を取っている。また、諸事情により発注時期が変更となるものなどについても、その都度速やかにホームページで公表している。実際に入札不調となった案件についてはアンケート調査等を行い、その結果を踏まえながら適期の発注に努めている。

遊佐久男委員

令和3年度の入札不調件数は前年度と比べてどのような動向か。

所長

令和3年度は24件の発注のうち9件が入札不調、2年度は18件の発注のうち7件が入札不調となっており、ほぼ横ばいであった。今年度は9月末時点で、12件の発注のうち入札不調は1件であり、ある程度解消されてきていると考えている。台風被害などの災害復旧事業がある程度進み、各事業者において手持ち工事がなくなってきたためと思われる。

(10月25日(火) 富岡土木事務所)

渡辺康平委員

調査資料7ページの工事請負費について、地権者の協力が得られなかったとのことだが、今後どのように理解を進め事業を実施していくのか。

所長

令和3年度は地権者の用地協力が得られなかったが、今年度になり用地協力を得られたため、現在、管理用道路の設置に向けて進めている。

渡邊哲也委員

調査資料8ページ、工事請負費の不用額について、借地云々とのことだが詳しく説明願う。

もう1点、3ページの原子力安全対策費はどのような支出なのか。

所長

まず、8ページの不用額6,775万7,066円であるが、海岸の復旧工事のために仮道を設置する必要があった。その用地が民地であったため借地してから仮道を設置した。通常であれば、工事が終わり仮道が必要なくなれば現状に戻して返すが、今回は地権者の了解を得られたため、仮道を撤去せずにそのまま存置でき、撤去費用が不用となった。

続いて3ページについては、総務担当次長から答えさせる。

次長(総務担当)

木戸ダムの水質に関する放射性物質のモニタリング調査委託である。

椎根健雄委員

調査資料1ページの職員数調で、現員36名に対して病気休暇が3名いるが、この状況について聞く。

所長

病気休暇は合計で3名となっている。うち副主査2名について、1名は精神的な病気で休んでいたが令和3年5月から職場に復帰し、現在は別の勤務箇所に転勤した。もう1名の副主査は、身体的な病気により入院していたため、2か月程度休んでいた。また、技師1名は、年度途中に交通事故により入院していたものである。

遊佐久男委員

職員数について、前年度から6名減少しており大変減っている印象を受けるが、理由は何か。

所長

令和2年度までは当事務所内に用地課という組織があったが、復旧・復興事業のうち用地を取得する事業については、おおむね用地取得が完了したため、用地課を相双建設事務所の用地課と統合して、そこで業務を執行する体制に3年度から変更した関係で、人員が減少したものである。

遊佐久男委員

人員が減り大変だと思い聞いたが、再度聞く。

所長

先ほど説明した用地課の減に伴う人員の減は5名である。用地に係る業務は相双建設事務所で、双葉郡も含めた相双管内全体を執行している。

今井久敏委員

調査資料18ページに、不適切な事務処理防止のための研修を受講したとの記載があるが、具体的にどのような研修を受けたのか。

また、マンパワーの確保やアウトソーシングによる職員の負担軽減とあるが、実際にどのような取組をしたのか。

所長

まず1点目について、令和3年度にも当然事務処理ミス等が発生している状況であるが、いわゆる事故となるような、相手方に大きな迷惑をかけて記者会見をしなければならないところまでは至っていない。これは、所内で小さなミス等があった場合はできるだけ共有して、ミスが大きく広がらないうちに早めに対処することで、情報共有しながら進めていることが、結果として現われていると思う。引き続き、そのような対応をしていきたい。

2点目のアウトソーシングについて、3年度においては先ほど説明したとおり、CM（コンストラクション・マネジメント）業務という担当職員相当の者を外注し、事務所に常駐して業務の執行管理をしてもらう業務を委託していたが、4年度も東日本大震災の災害復旧工事が続いているため、同じ体制で支援業務を外注して、技術者に所内に常駐してもらい、工事の管理をってもらうマンパワー的な補完をしながら業務を進めている。

今井久敏委員

大きなトラブルはないとのことで、あえて聞くが、工事等の発注に当たってのチェックリストの活用について、どのように考えているか。

所長

チェックリストを効果的に運用するためには、同じチェックリストを組織として共有しておく必要があると考えている。工事や経理などの担当者も上司も同じチェックリストでチェックすることが大事だと考えており、それを事務所内で共有できる体制で運用している。今のところ、入札事故等の大きなトラブルには至っていない。

山口信雄委員

概況説明要旨に、令和3年福島県沖地震で被災した10か所の道路・橋梁のうち9か所の工事が年度内に完了したとあるが、その完成箇所は4年に起きた福島県沖地震による影響はなかったのか。

所長

令和3年2月の地震では10か所、4年3月の地震では17か所被災した。いずれも道路にひび割れが発生する被害が多かった。

委員指摘のとおり、3年の災害で被災して復旧した箇所が、再度被害を受けた箇所が数か所ある。これは地震の特性上、切土、盛土の境目はどうしても動かされるというメカニズムが働くため、そのような事例はあるが、必要に応じて災害査定を待たずに復旧工事を発注したり、一般の利用者に迷惑をかけないように復旧に努めているところである。

佐久間俊男副委員長

先ほど不用額について説明があったが、令和3年度の繰越額が約10億円ある。東日本大震災、原子力災害をはじめ、複合災害が続いている状況であるが、繰越額をなるべく縮減していくことが土木部の大きな課題ではないかと思っている。現地のありのままを聞きたいと考えており、職員は一生懸命働いていることは十分に承知している。その中で、縮減に向けた取組についてどのように努力してきたのか。

所長

ありのままのことだが、当地区はいまだに東日本大震災の復旧・復興事業を一生懸命進めているところである。特に受注者には忙しい中、様々な下請けを確保しつつ事業を進めてもらっている。そのような中で、どうしても技術者不足による不調等が発生している。

対策としては、発注できるものは早期に見通しを立てて、十分な工期を確保して発注することである。業界の状況等を意見交換しながら把握し、工期を確保し発注をしている。現場は技術者不足や作業員不足であるため、どうしても繰越しになることもあったが、今年度は特に繰越額、不用額が発生しないよう執行管理に努めている。

佐久間俊男副委員長

このような状況の中で仕事をする際には、職員の健康管理が大事であるとの認識の下で、今所長が述べた特に努力した点については、これからもしっかり願いたい。

(10月25日(火) ふたば復興事務所)

渡辺康平委員

いわき市内に残る応急仮設住宅の居住実態の確認等を行ったとの説明があったが、建設から10年以上が経ち、仮設住宅の耐用年数を超えている状況だと思う。いわき市内における居住実態はどのような状況なのか。

所長

現在、仮設住宅の供与の対象となっているのは大熊町と双葉町からの避難者のみであり、本年4月1日時点でプレハブ型3戸、借上げ型730戸に1,229人が入居している。なお、9月末時点の状況については現在集計中であり、11月に公表予定である。4月1日の時点では双葉駅西側の復興公営住宅への入居者はいなかったため、現在の仮設住宅への入居者数は若干減っている可能性がある。

渡辺康平委員

居住実態の確認の結果、実際には住んでいなかったという事例はあるのか。

また、仮設住宅は長期的な居住には適していない建物だと思うが、仮設住宅の現状を聞く。

所長

大熊町と双葉町の1,229人の入居者が実際に住んでいるかどうかまでは確認していない。

また、仮設住宅については、通常は5年の耐用年数経過後に供与終了となるはずだが、それを超えて居住に耐え得る建物かどうかは、建物の規模や建材によるので分からない。大熊町と双葉町の避難者に供与されている仮設住宅が長期的な年数に耐え得る建物かどうかは把握していないが、町内の復興公営住宅などへの入居を待っている状況なのではないかと考えている。

椎根健雄委員

今年、3年ぶりに「ふたばワールド」を開催したとの説明があったが、来場者数など詳細を聞く。

所長

Jヴィレッジなど大きな会場を使用したイベントの場合は来場者数が1万人以上となることもあるが、今回は公式発表によれば5,000人を少し超えた程度である。会場があまり広くなかったこともあるが、コロナ禍のため最大5,000人と入場制限を行ったことによるものである。ただ、やはり3年ぶりの開催ということで昔なじみの参加者も多く、以前のコミュニティのつながりを感じることができた。特に今回は双葉町開催であり、今年の8月末に一部が避難指示解除となったことを受けての開催だったため、双葉町民には盛り上げに非常に力を尽くしてもらったと感じている。

佐久間俊男副委員長

調査資料7ページ、福島県市町村特定原子力施設地域復興事業補助金について、大熊町と双葉町以外についての基金造成の状況を聞く。また、その他の事業内容のほとんどが人件費であるが、この事業は次年度以降も続くのか。

所長

この補助金は電源交付金に代わる形で平成27年度につくられたものである。以前は大熊町、双葉町も含めた周辺の7町村が福島第一原子力発電所の活動に伴う交付金を交付されていたが、廃炉に伴い交付金が交付されなくなったことを受け、27年度から30年間、特定原子力施設地域振興事業補助金が国から交付されることとなった。額としては電源交付金相当額に加え、中間貯蔵施設等交付金として17億円が交付されることとなっている。

大熊町と双葉町についてはまだ住民が戻っておらず、今後の施設整備や運営のために高額の基金を造成しているが、その他の市町村については人件費として30年間は同額を交付することとなっている。

渡辺康平委員

調査資料6ページ、福島県市町村電源立地地域対策交付金について、他の市町村の事業内容は人件費である一方、いわき市の事業内容はごみ焼却処理施設における焼却ストーカの整備工事とあるが、この交付金の使途は市町村の判断に任せられているのか。

所長

使途については地域振興に関係するものなど幅広く認められている。

今井久敏委員

福島県市町村特定原子力施設地域振興事業補助金と福島県市町村電源立地地域対策交付金について、県としてはどのように関わるのか。市町村から上がってきた事業計画等を追認するだけなのか。

所長

地域振興や復旧・復興という趣旨に合致することを確認した上で、県としては市町村の要望に沿って認めている。

(10月25日(火) 相双家畜保健衛生所)

渡邊哲也委員

高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの家畜の伝染病について、幸いにも本県では発生していないが、隣県では発生しており危機的状況であると考えている。玉野地域で発生した場合、本県の養鶏にとって大打撃だと思う。所長の説明で、関係団体と大規模な訓練を実施したとのことだった。昨年度の決算審査特別委員会において会津家畜保健衛生所でも聞いたが、獣医師含め職員7名で、あれだけの養鶏場で万が一感染が広がった場合の対応についてどのように考えているか。

所長

高病原性鳥インフルエンザなどの伝染病が発生した際には、相双地方対策本部を立ち上げる。本部長は相双農林事務所長で、私が副本部長となる。発生の規模にもよるが、獣医師はもちろん当所だけでは足りないため応援してもらうようになる。獣医師に関しては県内だけでなく国が調整役となり、全国で融通するような仕組みが既にできており対策を行うようになる。

それ以外にも多くの人員が必要になるが、相双管内の県職員、市町村、JAや農業共済組合などの畜産関係団体、発生の規模によっては本庁からも動員を要求する。先ほど話のあった管内最大規模の養鶏場で発生したと想定すると4,000人程度の動員が必要となる。当所も農家に対して発生防止に向けた指導を進めているが、もし万が一発生した場合には迅速な封じ込めが必要になるため、そのような規模の人員を動員し対応することになる。

渡邊哲也委員

豚熱に関して養豚農家も非常に敏感になっている。実際に県も対策として全頭にワクチン接種を進めており大変だと思うが、そもそも野生イノシシの生態が分からない部分もあり、検査頭数をさらに広げたらどうかとの農家の意見もある。検査頭数は160頭が限界なのか。

所長

野生イノシシの検査頭数について、国からは年間最低約300頭を検査するようとの目安が出されている。昨年度も県内でその程度の検査を実施しているものの、地域的な偏りがあることは否めない。しかし、豚熱対策で重要となるのはイノシシ対策であると考えている。

県は、飼養豚へのワクチン接種及び野生イノシシを捕獲して全体数を減らす取組に加え、今年度からは野生イノシシへの経口ワクチン散布を始めた。トウモロコシの粉でつくった団子の中に生ワクチンが入っているものを山中に散布し、イノシシも免疫をつけてウイルスの排出を少なくする対策である。これまで県内129か所で2回実施しており、相双管内では9か所である。今後結果が出るが、先行して始まっている岐阜県や愛知県などでは、イノシシの抗体陽性率が下がってきているとのことであるため、一定の成果は出ると思われる。

渡邊哲也委員

調査資料13ページ、処理状況調2－(2)で所長から説明があったが、豚熱ワクチンを打つようになり、養豚農家からは収入証紙を廃止してほしいとの相談を何回も受けるようになった。大阪府や広島県では収入証紙を廃止した自治体もあり、段階的に収入証紙を廃止する方向に流れると思っているが、実際現場レベルでは、収入証紙でワクチン接種料を扱うことについて、手間のかかる緊張する場面が多々あるのか。率直な思いを聞く。

所長

豚熱ワクチンの接種が始まり、1回の接種で多いときには10万円を超えることもある。その収入証紙を農場から持ち帰り、確認して消印するまでは現金と同じ扱いであり、当初もリスクがあるし準備する農家も同じである。直接言われたことはないが大変だと思う。国も様々な手数料が収入印紙からキャッシュレス化に移っているため、県も段階的に考える時期にきていると思う。

渡辺康平委員

調査資料13ページ、2－(3)において、竣工から50年が経過し、外壁の亀裂や漏水などがあるとのことだが、小規模の改修ではなく全面的な改修が必要なのではないかと思う。業務上、大きな影響はないのか。

所長

今のところ業務に大きく影響するものはない。平成11年頃に大きな改修をしたと聞いている。

佐久間俊男副委員長

この建物は、耐震改修しているのか。

所長

していない。

佐久間俊男副委員長

東日本大震災や昨年と今年の地震で相当傷んでいるのではないかと思う。この建物が頑丈だとしても築50年である。空調関係や水回りも大丈夫なのか。

所長

空調関係はところどころ故障している箇所がある。水回りも配管が古くなっている箇所もある。地震に関しては、東日本大震災でも今年3月の地震でもあまり被害はなかった。

今井久敏委員

調査資料10ページの説明で、飼養衛生管理基準は40項目あるとのことだったが、飼養農家がチェックして報告する頻度はどの程度か。

所長

家畜を飼育している農家は年に1度、定期報告を提出することになっており、その際に飼養衛生管理基準40項目のセルフチェックを行い提出するが、それに加えて当所も鶏や豚であれば年に1回立ち入り、報告どおり行われているかを確認している。

なお万が一、豚熱や高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、評価額の10分の10の手当金が支給されるが、飼養衛生管理基準がきちんと守られていなければ、減額される場合がある。実際にこれまで他県ではそのような事例がある。

今井久敏委員

この基準は全国一律なのか。

所長

国がつくった基準であるため、全国一律である。

今井久敏委員

このような報告もペーパーレスに向かっていけば、農家の負担軽減も含めて正確性も高まるのではないかと思い、質問した。

山口信雄委員

11月26日に体験型防疫演習を実施したとのことだが、初めて実施したのか。

所長

演習に関しては毎年開催していたが、当初は座学がメインであったものをステップアップして、より実践に近い体験型演習になっている。今年度も実際の集合センター候補となっている会場で来月予定している。

山口信雄委員

実際に携わる者が参加するため非常に重要であると思う。引き続き願う。

これから復興関連で浜通りに大型の乳牛ファームができると思うが、それも含め今後の人員体制などはどのように考えているか。

所長

浪江町シャインコーストファームという復興牧場が令和7年度に稼働する。搾乳牛1,300頭で県内最大の農場となる。それ以外に葛尾村にも酪農の復興牧場ができたり、肥育素牛の生産施設ができる予定である。当所としても、その辺りの理由を挙げながら増員要求をしているところである。

山口信雄委員

復興牧場は国の補助が入り稼働することが決まっていると思うが、もう少し近くなると具体的に人員は増えないのか。

所長

主務課からは、事前の増員は難しく家畜が増えてからと言われている。

(10月26日(水) 相双地方振興局)

山口信雄委員

概況説明要旨において、地元高校生を対象に管内企業への見学ツアーを実施したほか、新規高卒者の採用に前向きな企業の紹介DVDを作成するなど、商工業者等における労働力の確保に取り組んだとの説明があったが、どの程度の効果が出ているのか。

次長兼企画商工部長

将来の産業人材づくりのために企業と連携し、高校3年生を対象にしたオンラインによる説明会を2日間実施し、企業からは29社、延べ184名の参加があった。また、高校2年生を対象に企業見学のバスツアーを1回実施し、参加者は16名であった。さらに、高校生向けのインタビューDVDを作成し、27社の企業が参加した。企業と連携し、高校生に企業の中身を知ってもらって就職するという取り組み、昨年度は管内の高校において就職希望者に対し100%の就職となった。

山口信雄委員

何名が就職したのか。

次長兼企画商工部長

214名の就職希望者全員が内定を受けている。

山口信雄委員

大分多い印象を受けるが、214名の在籍校は何校なのか。

次長兼企画商工部長

主なものとしては、ふたば未来学園高校、新地高校、小高産業技術高校である。

山口信雄委員

何名の卒業者のうち214名の内定者がいたのか。

次長兼企画商工部長

確認して後ほど答弁したい。

渡辺康平委員

不納欠損の発生状況を聞く。

県税部長

滞納処分は停止後3年が経過したとき、または時効の到来により納税の義務が消滅したときに不納欠損処理を行うものであるが、令和3年度の不納欠損額は本税が2,550万円、延滞金、加算金等の諸収入が約38万円の合計2,588万円であり、2年度よりも本税で450万円増加している。本税の不納欠損額の内訳としては、個人県民税が約1,530万円で全体の約60%、法人事業税が約720万円で全体の約28%、旧自動車税が約210万円で全体の約8.5%であり、これら3税目の合計約2,460万円で全体の約97%を占めている。廃業、無財産、相続人の相続放棄などにより滞納処分の停止を行い、その後3年が経過し納税の義務が消滅したため、不納欠損処理をしたものである。

渡辺康平委員

地震災害や新型コロナウイルスによる徴収への影響はあったのか。

県税部長

現状としては、水害、地震などの自然災害の発生に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業活動の停滞などの影響もあり、納税者も生活再建を後退させる厳しい状況になっている。また、県としても、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、滞納者の自宅等を訪問しての納付交渉は極力避けていた。そのような状況も踏まえ、速やかな財産調査に着手しながらも、まずは電話等により滞納者の就労状況や生活状況を確認するなど実情の把握に努め、基本的に自主納付に向け粘り強く交渉を行ってきた。その上で、預貯金など財産が多額にあるにもかかわらず納付意思がない滞納者については、個別に差押えの可否を検討した上で実施した。

次長兼企画商工部長

先ほど山口委員から質問のあった高校の卒業生の就職内定状況について、相双管内の卒業生数は866名で、そのうち214名の就職希望者全員が内定を受けている。なお、内定者の在籍校は新地高校、相馬高校、相馬東高校、小高産業技術高校、相馬農業高校、ふたば未来学園高校であり、原町高校のみ就職した生徒がいなかった。

佐久間俊男副委員長

県税の徴収率を上げるためにどのように取り組んでいるのか。

県税部長

特に個人県民税の滞納額は県税滞納額全体の73%を超える状況であり、徴収のスキルアップが欠かせない。そのため、県及び市町村の新任徴収職員を対象とした徴収事務初任者研修、中堅職員を対象とした実務の知識や技能の習得を目的とする徴収事務研修のほか、相双地区地方税滞納整理推進会議や管内の市町村徴収担当係長会議等を開催し、税収確保のた

めの方策検討、対応案件に係る意見交換等を行っている。

渡邊哲也委員

概況説明要旨において移住、定住の促進についての説明があったが、令和3年度は相双地方への移住、定住はどの程度実現したのか。

次長兼企画商工部長

令和3年度の管内における移住、定住の実績は265世帯、360人であり、2年度の138世帯、182人から127世帯、178人の増となった。

渡邊哲也委員

市町村によって差はあるものの、どの市町村も移住、定住に熱心に取り組んでいると思う。移住の理由は様々あると思うが、今後、市町村と具体的にどのように連携を図りながら移住、定住の促進に取り組んでいくのか。

次長兼企画商工部長

当管内の特徴として、避難12市町村のうち10市町村を抱えていることもあり、県では昨年7月にふくしま12市町村移住支援センターを開設し、広域的な連携に取り組んでいる。また、川内村、富岡町、葛尾村、大熊町、檜葉町、南相馬市、飯舘村の7市町村においても移住支援センターを設置しており、ふくしま12市町村移住支援センターと市町村移住支援センターが連携するとともに、地方振興局においても移住コーディネーターを配置し、きめ細かな相談対応や現地案内等を連携して行っている。

椎根健雄委員

調査資料42ページに高額滞納者対策検討会を実施したとあるが、何名程度が高額滞納者に該当するのか。また、高額なものではどの程度の滞納額なのか。

県税部長

100万円を超える高額滞納案件は令和3年度末現在で法人6件、個人3件の9件で、税額は本税ベースで9,162万円となっている。高額滞納の主な業種としては、土木建設業、製造業、飲食業であり、これらの多くは国税調査が入って複数年度にわたり遡って課税されたが、かなり前の高額な税金であるため、現状では所得が少ないなどの理由で納付できずに滞納になっている案件が多い。高額滞納案件については、県税部内で年4回、高額滞納者対策検討会を実施し、滞納処分の方針決定を行っている。今年度、加算金等の徴収金を含めた6,600万円が完納となった案件があったが、直近の8月に実施した当該検討会においては、高額滞納案件が法人8件、個人3件の11件で、税額は本税ベースで約3,800万円となっている。現在の高額滞納の最高額は本税ベースで約680万円であり、引き続き財産調査の交渉等を行い、資力のある者については財産の差押え等を実施していきたいと考えている。

椎根健雄委員

調査資料39ページ、不法投棄防止対策費について、令和3年度は産業廃棄物の不法投棄はあったのか。

県民環境部長

不法投棄、不適正保管、野外焼却を含めると67件あった。

椎根健雄委員

それらに対してどのような対策を行うのか。

県民環境部長

産業廃棄物適正処理監視指導員を配置し、現地確認や撤去指導等を行っている。67件のうち58件については令和3年度内に対応が完了し、9件は今年度に引き継いでいる。引き続き撤去指導等に取り組んでいく。

今井久敏委員

個人県民税は本来市町村が徴収するものだが、県が直接徴収を受け入れざるを得ない状況であり、県にとっては大変な業務であると思う。個人県民税の直接徴収にはどの程度のマンパワーを要しているのか。

また、徴収額全体のうち特別徴収の占める割合はどの程度か。

県税部長

直接徴収については、令和3年度は7市町から本税で474件、約1億1,500万円を引き受け、このうち192件、約35%に当たる約4,000万円を徴収した。

特別徴収については、相馬市、南相馬市、新地町、飯館村においては平成29年度から、双葉郡の8町村においては令和元年度から特別徴収の一斉指定を行った結果、令和3年度末時点での特別徴収の割合は64.2%となっている。平成29年度が60.4%、令和元年度が61.9%であり、特別徴収の割合は増えている傾向にある。

直接徴収に係るマンパワーについては、納税課職員が各引受け市町村と連絡を取っているが、職員に限りがある中での対応となるため多少厳しいところもある。ましてや当県税部の職員は他の県税部と比べ若い職員が多いため、日々苦勞しながらも徴収に当たっている状況である。

今井久敏委員

特別徴収の割合が増えているのは喜ばしいことだと思うが、税の徴収に関わるマンパワーは厳しく、働き方改革に逆行する部分も多分にあると思う。県税部職員の業務負担を軽減できるよう、市町村との連携を強化願う。

(10月26日(水) 相双教育事務所)

権根健雄委員

調査資料8ページのスペシャルサポートルームについて、不登校の子供たちが自由に登校し、時間割も自分でとの説明であったが、利用状況を聞く。

所長

スペシャルサポートルームは今年も設置しているが、そのときによって自由に出入りできるため人数について正確な把握はしていない。夏休み明けに学校に行きたくない生徒が1週間だけ利用する例もある。

なお、中村第一中学校や原町第一中学校では不登校の生徒が昨年度は10数名いたが今年度は5、6名に減っている。また、小学校5、6年生時に全く登校できなかった子供が中学校にはスペシャルサポートルームがあるため来るようになった事例もある。

権根健雄委員

概況説明要旨の5体力・運動能力向上と健康安全教育の充実についてである。本県の成人の健康指標は全国的にも悪い状況であるが、子供たちの肥満などの状況は全国的にどうか。

所長

本庁健康教育課で実施している各種調査結果などを見ると、やはり肥満の子供が多い。また、運動能力等も種目によるばらつきや学年による違いもある。相双地区も県内傾向とほぼ似たような状況である。

権根健雄委員

東日本大震災以降、本県の子供たちの肥満が増加したこともあったため、引き続き目を配り子供たちの健康を守ってほしい。

渡邊哲也委員

虫歯が糖尿病につながることもあり、学校におけるフッ化物洗口の普及が県の進める健康長寿県づくりにも大きく関わりますが、本県の教育現場でなかなかフッ化物洗口が進んでいない。教育委員会でも関連予算を計上し普及を推進しているが、相双地方の学校現場での普及状況を聞く。

所長

フッ化物洗口については本庁の方針の下で進めているが、手元に資料がないため後ほど提出したい。

佐久間俊男副委員長

ただいまの資料について、本委員会の資料として提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐久間俊男副委員長

異議ないと認め、午前中までに提出を求める。

渡邊哲也委員

フッ化物洗口の普及は学校の経営判断により変わると聞いているが、相双教育事務所としてはどのように推進しているのか。

所長

実際にフッ化物洗口を実施して非常に効果が上がっている市町村もあるため、そのような事例などを紹介しながら、取り組んでもらえるよう働きかけていきたい。

今井久敏委員

概況説明要旨の2学校運営の適正化と教職員の勤務体制の確立において、様々な対策を講じたとあるが、その評価について聞く。

また、4教育相談の充実と児童生徒の心のケアについて、相双エリアの児童生徒のカウンセリングにおける特徴があれば聞く。

所長

まず、不祥事防止等については、これまでの取組がある程度功を奏してきたのか、今のところ処分案件が交通案件1件のみである。各学校において、服務倫理委員会を充実させ、作成した計画書に基づいて不祥事防止に取り組んでもらっているため、その成果が上がっているものと評価している。

また職員課が実施したセクハラ・パワハラ調査で、被害を受けているとの教職員の訴えは非常に少なく、管理職も含めて、セクハラやパワハラには十分注意しているのではないかと考えている。

2点目のカウンセリング内容の特徴としては、障がいがあったり、家族関係に関する様々な事情を抱えて帰還してきた場合や他県から手厚い子育て支援策、少人数による指導などを求めて移住してきた場合などがあり、発達障がいに関するもの、あるいは家族関係に関するものが多いと推測している。

今井久敏委員

特徴的なエリアの児童生徒へのフォローアップ体制は当然進められていると思うが、どうか。

所長

特に双葉地区には復興推進加配教員を手厚く配置しており、複式学級に加配教員を配置したことにより複式を解消し単学級で指導できる体制にしているため、一人一人のニーズや生徒指導上の不安に寄り添った指導が行われるようになっている。

山口信雄委員

教員の配置環境は非常に恵まれている状況の中で、小学5、6年生を対象とした体験研修など親からすれば非常によい教育環境であると思うが、移住者増加に向けた取組などはあるか。

所長

移住の促進については各市町村の取組になるが、移住者の話を各校長から聞くと、多くの子供の中に紛れて手厚い指導を受けることができなかったが、ここでは本当に細かく見てくれるとの話だった。手厚い指導は口コミでも広がっており、それを求めて移住してきている者もいるため、当所としてはスクール・サポート・スタッフやスクールカウンセラーを含めた手厚い人的配置等を通して、各市町村に移住者や帰還者が増えるような支援をしていきたいと考えている。

山口信雄委員

ロコミは聞く側からすれば非常に伝わると思うが、様々な機会を通して教育環境をアピールする発信を強め、移住、定住につなげてほしい。

佐久間俊男副委員長

充指導主事については定数外との位置づけであるが、普通に考えると定数内になるべきではないかと思った。充指導主事についてももう少し詳しく説明願う。

所長

給与が県単独ではなく、国からも教職員分として支払われているためこのような形になっている。

次長（総務担当）

教育事務所は行政機関であるが、充指導主事は学校に指導に出向くなど教職の業務を行うため、給与が小中学校給料表等適用の職員になっている。県内のほかの教育事務所も指導主事についてはあくまでも籍は小中学校等で勤務場所が教育事務所との位置づけになっている。

佐久間俊男副委員長

充指導主事は教員を退職した者ではなく現職か。

次長（総務担当）

現職の小中学校等教員である。

（10月26日（水） ふたば復興診療所）

渡辺康平委員

伊藤前所長の逝去後、整形外科の診療日数を減らしているとの説明があったが、代替職員等について福島県立医科大学に要望は行っているのか。

次長

当所の開所当時にはなかったJFAメディカルセンター整形外科クリニックが令和3年3月に再開し、火曜日と水曜日を除く週5日間診療を行っている。また、伊藤前所長が受け持っていた患者からの要望を聞きながら、福島県立医科大学の医師が派遣されている月曜日に受診してもらうか、JFAメディカルセンター整形外科クリニックを紹介するなどの対応をしており、榎葉町や広野町における整形外科の需要等も踏まえ、現時点では要望は行っていない。

渡辺康平委員

新型コロナウイルス対応について、ふたば復興診療所に病床はなく、発熱外来を開設しているとのことだが、入院対応等の調整はどのように行っているのか。

次長

重症患者については、保健所を通じてふたば医療センター附属病院やいわき市、南相馬市等にある医療機関を紹介することとなる。実績としては、一般の住民を対象とした発熱外来の開始以降、本年9月末時点で97名が受診し、そのうち47名が陽性であったが、全員が軽症で自宅療養となり、入院が必要となった事例はない。

佐久間俊男副委員長

診療所の土地は榎葉町から借り受けているとのことだが、どのような契約内容なのか。

次長

榎葉町からの無償貸与となっている。

渡邊哲也委員

ふたば医療センター附属病院が開院し、今後は県立大野病院の後継となる病院の整備も検討されることとなるが、ふたば復興診療所が果たしている役割について、事務方としてどのように考えているか。

次長

当所は、避難住民が安心して帰還し生活していくとともに、復興関連事業従事者が安心して働ける環境を医療面から支えることを目的に開所した。現在、住民の帰還は着実に進んでいるが、檜葉町における住民の帰還率は直近の数値で63.8%となっており、まだまだこれからであると考えている。平成30年4月にふたば医療センター附属病院が開院し、今後は県立大野病院の後継となる病院の整備も検討されることとなり、当所の開設当時から環境が変わっていることは事実であるが、住民が安心して暮らすために、また、帰還をさらに進めるためにも重要な医療機関であると考えている。